

(目的)

第1条 京都先端科学大学における受託研究・調査・試験(学外から委託を受けて行う研究・調査・試験で、これに要する経費を委託者で負担するものをいう。)(以下「受託研究」という。)の取扱いについてはこの要綱の定めるところによる。

(受託)

第2条 受託研究は教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(委託)

第3条 研究を委託しようとする者は、研究・連携支援センター長(以下「センター長」という。)を経由して副学長に願い出なければならない。

(契約)

第4条 研究・連携支援センター運営委員会の審査を経て、副学長が受託研究の受入れを認めたとき、センター長は、ただちに委託者との間に受託契約を締結しなければならない。

(受託研究費)

第5条 受託研究に関する経費の納入については、次のとおりとする。

(1) 受託研究の受入れが決定したときは、委託者は所要の経費を指定の期間内に京都先端科学大学に納付しなければならない。

(2) 指定期間内に経費が納入されないときは受託研究の決定を取消すことがある。

(3) 一旦納入した経費は原則として、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって受託研究ができない場合には、その全部又は一部を委託者に返還することができる。

(産官学連携経費)

第6条 委託者から納入された受託研究経費のうち30%を産官学連携経費とする。

(報告)

第7条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、その旨をセンター長を経由して副学長に報告するとともに、研究成果を委託者に報告するものとする。

(公表)

第8条 研究担当者は当該受託研究の成果について一般に公表する必要があると認めたときは、センター長の承認を受けて研究担当者の名においてこれを公表することができる。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、研究・連携支援センター運営委員会、各学部教授会及び大学評議会の意見を聞いて、学長が決定する。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する(委託の出願先、契約の権限者、管理経費の呼称、報告先、産官学連携経費、改廃手続の変更)。